

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における

臨時休業などについてのお知らせ

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

川崎市教育委員会では「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」などが発表された時の生徒の安全確保について次のように対応しておりますのでお知らせいたします。内容をご確認いただき、手指についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 1 神奈川県内のいずれかの市町村(川崎市とは限りません。例:小田原市)に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が午前6時の時点で発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。
- 2 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」等)が発表されている場合は、原則、通常授業といたしますが、状況に応じて学校として異なる判断をする場合は、保護者の皆様にご連絡いたします。
- 3 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。
いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるときは、メール配信システムで保護者の皆様にご連絡いたします。
- 4 当日、臨時休業と決定した場合、天候が回復しても途中から登校させることは致しません。昼食の準備、その他、混乱することがあると考えられるからです。ただし、天候が回復した場合、部活動などの放課後の活動について実施することがあります。その際はメール配信システムなどでご連絡いたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭(TEL 333-5537)までご相談ください。

よろしく申し上げます。